



平成 23 年 度

市 政 執 行 方 針

名 寄 市

はじめに	1
市政推進の基本的な考え方	2
平成 23 年度の予算編成	4
“市民と行政との協働のまちづくり”	6
・市民主体のまちづくりの推進	6
・コミュニティ活動の推進	7
・人権尊重と男女共同参画社会の形成	8
・情報化の推進	8
・交流活動の推進	9
・広域行政の推進	9
・効率的な行政運営	10
・陸上自衛隊名寄駐屯地の堅持	11
“安心して健やかに暮らせるまちづくり”	11
・健康の保持増進	11
・地域医療の充実	12
・子育て支援の推進	14
・地域福祉の推進	15
・高齢者福祉の充実	16
・障がい者福祉の推進	17
・国民健康保険	17
“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”	18
・循環型社会の形成	18
・消防	19
・防災対策の充実	19
・交通安全	20
・生活安全	20
・消費生活の安定	21
・住宅の整備	21
・都市環境の整備	21
・上水道・簡易水道の整備	22
・下水道・個別排水の整備	23
・道路の整備	23
・総合交通体系	24
・雪を活かし雪に強いまちづくりの推進	24
“創造力と活力にあふれたまちづくり”	25
・農業・農村の振興	25
・林業の振興	31
・商工業の振興	32
・雇用の安定	33
・観光の振興	34
“心豊かな人と文化を育むまちづくり”	35
・生涯学習社会の形成	35
・大学教育の充実	35

平成 23 年第 1 回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

はじめに

私が、市長として市政を担わせていただき、10 ヶ月が過ぎました。

この間、多くの市民の皆様や企業、団体などから様々なご意見をいただきました。

私は、市政運営を行う上で皆様からいただいた思いをしっかりと受け止め、自ら先頭に立ち「明るく元気なまちづくり」を積極的に進めてまいりたいと考えています。

しかし、国の財政状況は、2011 年度末の国債や借入金など、国の借金は 997 兆 7,098 億円に上ると見込まれ、国民 1 人当たりでは約 783 万円となり、12 年度中にも 1 千兆円を突破することが想定されています。

また、地方財政は税収が伸び悩み、多くの地方自治体が疲弊に苦しみ、地域間格差の拡大が顕在化しています。

さらに、世界同時不況による景気の後退や雇用情勢の悪化、個人

消費の落ち込みなど、未だ先行きが不透明な社会経済情勢は、本市の行財政運営の厳しさに、拍車をかけるものと考えています。

本市の台所は、多種多様な市民ニーズに全て応えられるほど豊かではないため、行政の徹底した簡素化・効率化を図るとともに協働のまちづくりを推進するために、市民と行政が情報の共有を図り、連携・協力して、自主性と自立性の高い行財政運営に取り組んでまいります。

また、施策の推進にあたっては、「市民が主役のまちづくり」を基本として、民間の視点を取り入れながら将来をしっかりと見据え、総合計画の施策・事業の着実な推進に努めてまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

市政推進の基本的な考え方

ここに、市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

一点目は、「市民と行政との協働」についてです。

明るく元気なまちづくりを進めるためには、市民がまちづくりの主役であることを自覚し、参加いただくことが大切と考えています。

4月に施行する名寄市パブリック・コメント手続条例は、名寄市自

治基本条例に定める市民参加制度の一つとして位置付けており、まちづくりに関する情報の積極的、かつ速やかな提供による情報共有と、市民と行政が互いの役割を適切に分担して、共に知恵を出し、汗を流しながら連携・協力してまちづくりを進めてまいります。

二点目は、「行財政改革の推進」についてです。

厳しい財政状況の下で、まちづくりを堅実かつ効率的に進めるために、引き続き行財政改革を推進し、組織・機構のスリム化、事務・事業の一元化などに取り組んでまいります。

また、市民と行政が心合わせた協働のまちづくりを進めるために、多様化する市民ニーズに的確に対応できる職員の育成や資質向上は重要であり、職員研修などの充実に努めてまいります。

三点目は「財産を活かしたまちづくり」についてです。

本市には、市立天文台きたすばるや道立サンピラーパーク、なよろ健康の森、ピヤシリシャンツェ、道の駅など多くの財産があります。この財産を活用した地域の活性化を図るために、庁内横断的な連携はもとより官民一体となった観光資源、物産などの積極的な売

り込みと、観光振興による交流人口の拡大を図ってまいります。

また、地方センター病院である名寄市立総合病院の充実を図るとともに、若者と知識が集積する名寄市立大学を活かしたまちづくりに取り組んでまいります。

平成 23 年度の予算編成

次に、平成 23 年度の予算編成について申し上げます。

国の平成 23 年度予算は、「「成長と雇用」の実現、デフレ脱却への道筋」、「国民の生活を第一に」、「確固たる戦略に基づく予算編成」の基本理念の下に編成され、子ども・子育て支援、農業予算、一括交付金、雇用対策などに重点が置かれました。

一方、地方財政対策については、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が確保され、地方財政計画の規模は前年度比 0.5 パーセント増の 82 兆 5,054 億円となりました。

このうち、地方交付税は、前年度比 2.8 パーセント増の 17 兆 3,734 億円となり、歳出の別枠加算として「地域活性化・雇用等対策費」が創設されるなど、地方の厳しい財政事情に一定の配慮がなされています。

こうした中、本市の平成 23 年度各会計予算は、財産を活かしたまちづくりによる総合的な地域振興、観光振興などの推進を念頭に、総合計画の具現化を最優先に予算編成を行いました。

主な事業については、ハード事業では、農畜産物処理加工施設整備事業、玄米バラ集出荷施設整備事業、(仮称)複合交通センター整備事業、北斗・新北斗団地建替事業、(仮称)市民ホール整備事業などを、また、ソフト事業では、総合計画後期計画策定の関連経費、不登校児童生徒への支援を充実させる教育相談推進事業、総合的な地域振興、観光振興などを推進するための営業戦略推進事業など、多くの事業を盛り込みました。

これにより一般会計予算案は、前年度比 7.6 パーセント増の 200 億 9,131 万 2,000 円となりました。なお、前年度は骨格予算のため、政策的な経費を加えた肉付後の予算との対比でも、3.7 パーセントの伸び率となっています。

また、8 つの特別会計予算案は、前年度比 1.7 パーセント減の 75 億 5,233 万 7,000 円、企業会計予算案は、前年度比 3.9 パーセント減の 97 億 8,924 万 1,000 円、全会計の総額では、前年度比 2.4 パーセント増の 374 億 3,289 万円となりました。

なお、財源調整として、財政調整基金を 3 億 3,575 万 1,000 円取り崩して予算編成を行いました。普通建設事業の事業量確保、今後の公共施設の建設及び公債費償還に備え、一定額を基金に積み立てることができましたので、財政の健全化は一定程度進んでおり、今後も、行財政改革に取り組みながら、健全な財政運営に努めてまいります。

“市民と行政との協働のまちづくり”

市民主体のまちづくりの推進

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民ニーズの多様化や分権型社会に対応するため、市民と行政が連携・協力してまちづくりを進めることが求められています。

名寄市自治基本条例をはじめ、平成 23 年 4 月に施行する「名寄市パブリック・コメント手続条例」により、市民の皆様に、より積極的にまちづくりに参加いただくとともに、透明性の高い公平・公正な行政運営を進めるために、情報の共有を図り、市民が主体のまちづくりを進めてまいります。

次に、合併特例区について申し上げます。

合併特例区は、平成 23 年 3 月 26 日の設置期間満了により解散となります。これに伴い風連町合併特例区協議会も解散し、合併特例区に属する一切の権利義務は市が継承し、特例区の事務事業については、市の関係部署に移管されることとなります。

なお、合併特例区解散後は、風連地区の将来を見据えた課題や方策の検討など、協働のまちづくりを推進するために、「名寄市風連地区地域協議会」の設置を予定しており、本定例会でのご審議をお願いするものであります。

コミュニティ活動の推進

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

住民の最も身近な自治組織である町内会活動を支援していますが、少子高齢化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化などに伴い、地域社会の連帯感は、その維持が課題となってきました。

このため地域の課題解決や情報交換、コミュニティ活動の活性化など、小学校区毎に連携・協力する体制として設置された「地域連絡協議会」に対し引き続き支援を行い、活動を促進してまいります。

人権尊重と男女共同参画社会の形成

次に、人権尊重と男女共同参画社会の形成について申し上げます。

個々の人格が尊重され、共に生き、助け合う社会を形成していくためには、学校や家庭、町内会など日常生活の中で人権意識を育む必要があり、法務局や人権擁護委員などと連携して、人権啓発活動を推進してまいります。

男女共同参画では、固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行の見直しを進めるため、広報・啓発活動、研修会や講演会など、男女共同参画社会の実現に向けた活動を推進してまいります。

情報化の推進

次に、情報化の推進について申し上げます。

電算システムの安定稼働を図るため、情報システム機器の計画的な更新整備を進めてきましたが、引き続き更新整備に取り組み、行政サービスの停滞を招かぬよう適切な管理に努めてまいります。

また、今後の業務システム機器等の更新に備え、新しい技術を用いたシステム形態も視野に入れ、調査・検討を行ってまいります。

交流活動の推進

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国際交流については、友好都市提携 20 周年を迎えるロシア連邦ドーリンスク市との交流では、ドーリンスク市から訪問団を招き、記念式典やアンサンブル披露を予定しており、音楽や文化体験を通じ、充実した交流となるよう支援してまいります。また、カナダ国カワースレイクス市リンゼイとの交流では、交換学生の受入れを予定しています。

国内交流については、東京都杉並区、山形県鶴岡市藤島との間で、子どもを含めた人的交流や特産品販売など、さらに充実した交流となるよう推進してまいります。

ふるさと会については、情報発信など側面からの支援を通じて人的・経済交流を図るとともに、札幌風連会が 40 周年を迎えることから、記念事業など活動の一層の充実に向け支援を行ってまいります。

広域行政の推進

次に、広域行政の推進について申し上げます。

現在、圏域内には 4 つの一部事務組合と 2 つの介護認定審査会の

ほか、医療・福祉・農業・建設・環境など様々な分野で協議会を設置して、広域行政を進めています。

また、国が進めている「定住自立圏構想」については、士別市とともに圏域の中心的な役割を担う中心市として、定住に必要な諸機能を圏域として確保するとともに、経済基盤や地域の誇りを培い、魅力あふれる地域づくりに取り組んでまいります。

効率的な行政運営

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

平成 20 年度から「名寄市行財政改革推進実施本部」を設置し、組織のスリム化や社会体育施設の有料化などについて議論を進めてきましたが、集中改革プランに基づく「新・名寄市行財政改革推進計画」は、平成 23 年度で終了することから、平成 24 年度以降に向けた計画の見直しを行ってまいります。

また、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実と人事管理制度の確立に取り組むとともに、昨年 11 月に実施した職員提案推進月間を継続し、ゼロ予算事業などによる職員自らの意識改革や資質の向上に努めてまいります。

陸上自衛隊名寄駐屯地の堅持

次に、自衛隊関係について申し上げます。

先に示された新たな「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」では、道内の大幅な人員削減が回避されたものの、昨年末の新大綱に基づく部隊改編において、道内2つの高射特科群のうち一つが削減される状況にあると聞いています。

陸上自衛隊名寄駐屯地は、昭和28年の創設以来、まちづくりの様々な分野で地域と深くかかわっており、定数削減や縮小は、地域の安全・安心、地域社会・経済に与える影響が多大であることから、関係機関、団体、期成会と連携し、駐屯地の現体制の堅持に向け、国への要望活動に取り組んでまいります。

“安心して健やかに暮らせるまちづくり”

健康の保持増進

次に、健康の保持増進について申し上げます。

健康づくりの推進については、名寄市健康増進計画「健康なよろ21」に基づき、「自分の健康は自分で守る」という健康意識の啓発と市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことのできる体制

づくり、さらに、がん検診、特定健診等の受診率の向上を目指し、積極的に生活習慣病予防対策などの推進に努めてまいります。

母子保健事業については、妊婦及び乳幼児の健診や子育て相談をとおして、妊娠期から乳幼児期まで一貫した支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めてまいります。

感染症予防の推進については、国の支援のもと、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌の各ワクチン接種対象者に対する全額助成と、予防に関する正しい知識の普及啓発を図り、積極的な感染症予防対策に努めてまいります。

5 月には新たな保健事業の活動拠点として「ふうれん健康センター」が開設されることから、施設を有効活用した健康づくりや介護予防に取り組んでまいります。

地域医療の充実

次に、名寄市立総合病院について申し上げます。

平成 23 年度の診療体制については、1 月の議員協議会でも報告しましたが、4 月から、従来の消化器内科が「糖尿病科」と「消化器内科」に分離・独立しての診療となり、これまで常勤医不在の「呼吸

器内科」は、新たに常勤医 2 名による診療が行われます。

全国的な医師不足が言われる中で、当院においても患者数が一番多い消化器内科の診療体制が縮小されることで、地域の皆様への影響は大きく、ご不便をおかけすることになりますが、消化器内科の診療体制確保を最重要課題と位置付け、引き続き全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

「地域医療再生事業」については、昨年 11 月に成立した国の補正予算の中に、三次医療圏における課題解決を図る目的で盛り込まれています。

当院では、圏域内の医療機関をオンライン化して、患者情報の共有化を図るネットワークシステム事業、新生児特定集中治療室の新設を含めた周産期医療体制整備、さらには老朽化した精神科病棟の改築事業及びドクターヘリの利便性を促進するためのヘリポート整備事業など、4 事業、基金総額 15 億円規模の事業を柱とした計画書を作成し、北海道に提出したところであります。

道北圏域で総額 15 億円と設定されており、全事業が採択されるか不透明ではありますが、8 月の交付決定に向け努力してまいります。

公立病院改革プランについては、平成 21 年 3 月に策定した「名寄

市立総合病院改革プラン」の最終年度となります。

医療を取り巻く経営環境が厳しい中、これまで計画達成に向けて努力してきましたが、医業収益で大きなウエートを占める消化器内科の診療体制に変更が生じ、計画期間内での目標達成は困難となったことから、プランの改定など新たな改革の方策について検討してまいります。

次に、風連国保診療所について申し上げます。

風連市街地再開発事業により建設された総合支援施設を3月に取得し、5月上旬の診療開始を予定しています。また、現在の施設は、建築後36年が経過し老朽化が著しいことから解体除却して、跡地を駐車場用地として活用してまいります。

子育て支援の推進

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援施策の充実については、「次世代育成支援後期行動計画」に基づき、次世代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支援する環境づくりを進めてまいります。

保育行政については、多様化する保育ニーズに対応するため、きめ細かな保育事業を展開するとともに、待機児童を出さない工夫を行い、更なる充実に努めてまいります。

障がい児福祉については、総合療育センターにおける児童デイサービスと個々に応じた療育の更なる充実を図るため、関係機関との連携に努めてまいります。

また、子育て相談、児童虐待などについても、迅速かつ的確な助言と個々のケースに応じた適切な対応に努めてまいります。

「子ども手当」については、国の動向を見極めながら制度の周知と適切な対応に努めるとともに、国の新たな施策である「子ども・子育て新システム」についても、今後の動きを把握し情報収集と制度の研究に努めてまいります。

地域福祉の推進

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行、隣近所の付き合いが気薄になるなど変わりつつありますが、市民が安心して住み慣れた我が家で生活を営むことができるよう、平成24年度から

始まる「名寄市地域福祉計画」の策定に取り組んでまいります。

計画策定にあたっては、総合計画と整合性を図りながら、名寄市社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と一体的な計画となるよう、連携を密に進めてまいります。

高齢者福祉の充実

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

平成 23 年 1 月末における 65 歳以上の高齢者人口は 8,171 人で、高齢化率は 26.8 %となっています。

独居高齢者対策では、救急医療情報キットの交付を継続しながら、緊急事態への迅速な対応と実態把握を進め、社会的に孤立しがちな高齢者を地域で見守り、支え合うネットワークの構築に努めてまいります。さらに、「名寄市徘徊高齢者 SOS ネットワーク」や「名寄市高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実に向け、地域住民や関係機関と連携を強めてまいります。

平成 24 年度から始まる「名寄市第 5 期高齢者保健医療福祉計画」及び「介護保険事業計画」の策定にあたっては、安心して自立した生活が継続できる環境整備と施設介護が必要な方のための施設の充

実を考慮し、関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

障がい者福祉の推進

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がいのある方が、安心して快適な生活を営むための「第2期名寄市障がい福祉実施計画」については、平成23年度が最終年度となることから、26年度までの3ヶ年計画を策定してまいります。

新たな支援としては、平成22年度に国の交付金を受けて事業所が開設する共生型住宅に対して、建設に要する経費の一部を支援するほか、市民税非課税世帯に対する経済的負担を軽減するため、通院や外出等に必要な地域支援事業の一部を無料化するなど、市独自の支援に努めてまいります。

また、重度心身障害者医療給付事業をはじめ、乳幼児・ひとり親家庭等医療給付事業については、北海道医療給付事業に準じ、引き続き支援に努めてまいります。

国民健康保険

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

平成 25 年度以降、後期高齢者医療制度に代わる新たな高齢者医療制度が創設され、制度の大幅な改正が見込まれることから、国の動向を注視し、的確な情報収集と制度周知に努めてまいります。

また、高齢化の進行などに伴い医療費が増加する中、本市は、平成 22 年度に高医療費体質の自治体の指定を受けました。これに伴い国民健康保険事業安定化計画を策定し、保健師など専門的知見を有するスタッフを配置して、要因の分析とその結果に基づく指導、訪問活動など、高医療費体質改善の取組を進めてまいります。

“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”

循環型社会の形成

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

「資源循環型社会」を形成するためには、市民一人ひとりが意識を高め行動することが大切であることから、廃食用油と古着の回収・リサイクル、生ごみコンポストの普及啓発活動を継続するとともに、一般廃棄物最終処分場での分別指導を実施してまいります。

また、平成 19 年度に策定した「名寄市一般廃棄物処理基本計画」については、平成 23 年度が中間目標年次であることから必要な見直

しを行い、「内淵一般廃棄物最終処分場」については、残余容量調査を実施するとともに、適正管理計画を策定して、今後の処分場整備計画に活かしてまいります。

消防

次に、消防事業について申し上げます。

ここ数年、住宅火災による高齢者の焼死が相次いでいることから、一般住宅及び高齢者世帯の防火訪問の強化と住宅用火災警報器の設置促進を図り、焼死火災の発生抑止に努めてまいります。

本年 3 月に新しい通信指令装置が本稼働することから、さらに迅速、確実な出動が可能となるよう、体制強化を図ってまいります。

また、本署配置の救急車を高規格救急車として更新を図り、救急業務の高度化を進めてまいります。

防災対策の充実

次に、防災対策の充実について申し上げます。

昨年 7 月 29 日の局地的な豪雨被害を対処の教訓とし、災害対応態勢の見直しや防災資機材の備蓄などを行ってきました。

今後も、これらの災害に対応するため、適時適切に情報を収集分析し、迅速な防災態勢を構築するとともに、行政と地域が一体となって災害に対処してまいります。

交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりのために、関係機関・団体等と連携を深めながら、期別交通安全運動のほか「高齢者事故防止」、「スピードダウン」、「飲酒運転根絶」などのキャンペーンを推進し、交通事故の根絶に向け、幅広い交通安全運動を展開してまいります。

生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

安全で安心な市民生活のために、関係機関・団体等と犯罪防止に向けた適切な情報交換を実施するとともに、青色回転灯装備車や公用車などによる啓発活動を進め、市民生活の安全確保と犯罪のない安全で安心な地域づくりに努めてまいります。

消費生活の安定

次に、消費生活の安定について申し上げます。

消費者被害を未然に防止するために、消費者自らが正しい知識を得られるように適切な情報提供と講演会等の啓発活動を進めてまいります。また、消費者生活相談員のレベルアップを図り、適切な相談業務に努めてまいります。

住宅の整備

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、平成 22 年度から本格的に着手しており、平成 23 年度は、北斗団地 1 棟 10 戸の建設、新北斗団地 2 棟 8 戸の住戸全面改善工事、北斗・新北斗団地 6 棟 24 戸の解体工事及び来年度着工分の実施設計を予定しています。

また、改善事業については、瑞生団地の水洗化及び雑排水整備を平成 23 年度から 2 ヶ年事業で実施してまいります。

都市環境の整備

次に、公園の整備について申し上げます。

都市公園については、平成 22 年度に策定した長寿命化計画に基づき、浅江島公園ほか 3 ヶ所の改修工事を進めてまいります。

道立サンピラーパーク内の「森の休暇村オートキャンプ場」は、大自然と星の世界を満喫できる施設として、市内外から多くの皆様にご利用いただき、本年 1 月末現在の利用者数は 4,989 人となっています。今後も、利用者の利便性の向上と、より円滑な管理ができるよう、管理棟の増築を実施してまいります。

また、昨年オープンした市立天文台きたすばるの利用拡大を図るため、駐車場の整備を行ってまいります。

上水道・簡易水道の整備

次に、水道事業について申し上げます。

利用者に安全な水を安定的に供給するため、老朽管更新及び配水管網整備を進めるとともに、給水区域内の漏水調査と配水管洗浄作業を継続して実施してまいります。

次に、サンルダムについて申し上げます。

今般、「サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されたことに伴い、今後、新たな評価軸をもって事業の見直しが進められることとなりますが、これまで多くの時間を費や

し、明らかにされてきたサンルダムの必要性はいささかも変わるものではないと確信しています。

検討の場で議論を尽くし、建設事業の継続並びに早期の本体着工の結論を得て、安定的な水源確保に向け取組を進めてまいります。

下水道・個別排水の整備

次に、下水道事業について申し上げます。

平成 23 年度は、名寄下水終末処理場における自家発電設備の更新、並びに風連浄水管理センター監視装置更新のための設計委託を行い、安定した維持管理ができるよう努めてまいります。

また、大雨による浸水被害の一層の防止を進めるため、雨水排水路豊栄川 3 号幹線の整備に向け、設計委託を行ってまいります。

個別排水整備事業は、農村部における快適な生活環境向上のため、合併浄化槽 10 基の設置を予定しています。

道路の整備

次に、道路整備について申し上げます。

継続事業では、幹線道路が 19 線道路ほか 1 路線の改良舗装を、生

活道路では豊栄西 10 条仲通ほか 2 路線を実施してまいります。

また、新規事業では、本年から雪堆積場として利用している雪印乳業跡地の周辺整備で実施する東 1 条通のほか、南 10 丁目西仲通の道路改良舗装工事に着手してまいります。

総合交通体系

次に、公共交通について申し上げます。

地域住民の足である公共交通を確保する観点から、バス路線維持対策を推進してまいります。

また、交通弱者の利便性を考慮した新たな交通システムを構築するため、市内循環バス路線再編に係る「コミュニティバスの試験運行事業」を実施して、駅前地区と商業施設、公共施設との交通結節点機能の強化を図るとともに駅前地区の賑わい創出を目指し、推進してまいります。

雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

次に、除排雪事業について申し上げます。

除雪は、冬の快適な生活環境と生活空間を確保するため、車道 445

キロメートル、歩道 55 キロメートルの実施を予定しています。

排雪は、道路幅員確保のためのカット排雪を行い、交通安全対策として見通しが悪い交差点付近の排雪とスリップ事故防止策として危険箇所への砂散布を実施してまいります。

また、効率的・効果的な除排雪体制を築くため、排雪ダンプ助成事業及び市道・私道除排雪助成事業を継続して、除排雪水準の向上に務めてまいります。

“創造力と活力にあふれたまちづくり”

農業・農村の振興

次に、農業・農村行政について申し上げます。

国は、我が国の農業・農村は危機的な状況にあり、安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務として、「食料・農業・農村基本計画」に基づく戸別所得補償制度の導入、農山漁村の 6 次産業化、食の安全・安心の確保という新農政の 3 本柱を一層推進するとしています。

本市においては、これらの制度内容を十分検討し、関係団体と協

力しながら担い手の育成や産地づくりに取り組むほか、新たに、昨年の農作物被害に対する支援制度の創設、油糧用高オレイン酸ひまわりの作付振興、有害鳥獣による農作物被害の緊急対策などに取り組み、農業政策の展開を図ってまいります。

平成 23 年度は、施策推進の基本となる「新名寄市農業・農村振興計画」の前期実施計画の最終年度にあたることから、この間の検証と時代に即応した施策等について検討し、平成 24 年度から平成 28 年度までの後期実施計画を策定してまいります。

また、政府が昨年 11 月に包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、協議を開始することとした T P P（環太平洋経済連携協定）については、農業が基幹産業の本市として、容認できるものではなく、農業団体や関連産業等と連携して対応してまいります。

食育の推進については、「名寄市食育推進計画」に基づき、市民・地域・行政・関係団体が連携・協力し、課題の改善を図るとともに、良質で安全な農産物の地産地消を推進してまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成 23 年度産米の配分については、北海道への配分が 3.4 パーセ

ント減少したことに伴い、本市への配分は1万3,559トンで、前年度に比べ490トンの減少となりましたが、他地区からのうるち米からもち米への等量交換を受入れ、調整を図ってまいります。

戸別所得補償制度については、平成22年度の水田を対象としたモデル対策から平成23年度は畑作へ拡大が図られ、本格実施されます。また、水田利活用所得交付金については、新たに産地資金枠が設定されることとなりましたので、関係団体と協力して有効活用を図り、農家経済の安定に努めてまいります。

また、実需者からは、高品質米はもとより、施設利用による均質化、フレコン・紙袋による物流改善、異物混入対策が求められていることから、道北なよろ農業協同組合が実施する玄米バラ集出荷調製施設整備事業を支援し、売れる米づくりを推進してまいります。

次に、「中山間地域直接支払制度」、「農地・水保全管理支払制度」及び「環境保全型農業直接支援対策」について申し上げます。

中山間事業は、現在、名寄地域、風連地域それぞれの集落で協定が締結され、平成23年度は名寄地域集落3,207万円、風連地域集落6,319万円の交付見込みとなっています。

「農地・水・環境保全向上対策」は、制度が改正され、「農地・水保全管理支払制度」の「共同活動支援交付金」として実施され、平成 23 年度の交付額は 1 億 6,477 万円を見込んでいます。本事業は、平成 23 年度で最終年度を迎えますが、全道的に継続の要望が強く、本市においても有効な事業であることから、平成 24 年度以降の継続について要望してまいります。

また、用水路等農業用施設の長寿命化の活動支援は、「農地・水保全管理支払制度」の「向上活動支援交付金」として新設されたほか、従来の「営農活動支援」は、「環境保全型農業直接支援対策」として分離して実施されることとなりましたので、制度の周知を図り、農業者及び関係機関等と協議を進めてまいります。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

農業技術の開発研究及び実用化・普及を図る営農技術指導体制を整備確立するため、関係機関・団体・農業者が一体となり、創意工夫のもとに、高い技術力に根ざした体質の強い農業づくりを目指してまいります。

そのために、引き続き営農技術指導体制の確立、地域適応試験及

び実証展示ほの設置、茎頂点培養による優良種苗の供給、土壌診断などに努めるとともに、新たに、油糧用高オレイン酸ひまわりの栽培技術の確立に向けて一役を担ってまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

飼料穀物の需給不安定や配合飼料の高止まり、原油価格による生産資材の高騰などが、酪農・畜産経営に多大な影響を与えています。

このため、飼料の自給率や生産性の向上を図り、自給飼料基盤に立脚した経営基盤の確立が重要であることから、関係機関と連携し、足腰の強い畜産経営を推進してまいります。

また、昨年、国内で発生した口蹄疫については、北海道に準じて、市の対策を一部休止していますが、国外では未だに予断を許さない状況であることから、今後も危機感を持って対応してまいります。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

老朽化した食肉センター及びその運営を委託しているニチロ畜産株式会社が操業する食肉加工施設を含めた整備事業については、平成22年度に行った実施設計に基づき、食肉加工施設を整備するとと

もに、食肉センター改修に必要な実施設計を行い、安全な作業環境と適正な食肉業務を確立することで、畜産振興による地域農業の活性化を図ってまいります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

安全で高品質な農産物の安定生産、作業機械の大型化及び輪作体系の確立による農業経営の安定を図るため、農業生産基盤整備を推進してまいります。

「道営経営体育成基盤整備事業」については、共和地区では平成23年度に事業完了の予定であり、名寄東地区では、引き続き区画整理・暗渠排水・客土・用排水路などの整備を実施してまいります。

「道営基幹水利施設ストックマネジメント事業」については、弥生地区で老朽化した基幹的農業水利施設の有効利用を図り、効率的な機能保全対策を推進するため、頭首工ゲート・揚水機などの改修を実施してまいります。

昨年の暮れ、北海道知事は、北海道独自の「パワーアップ事業」を、平成23年度以降も継続することを明らかにしました。本市においても基幹産業である農業振興のため、北海道と連携して、農家負

担の軽減を図ってまいります。

また、新規事業として「道営ため池等整備事業（用排水施設整備・小規模）」クラヌマ排水地区が採択され、平成 25 年度までの 3 ヶ年計画で排水路の整備を進めることとなりました。

林業の振興

次に、林業の振興について申し上げます。

カラマツをはじめトドマツなどの人工林は収穫の時期を迎え、その豊富な森林資源は、道産材の需要拡大への追い風となり、今後に期待のできる状況になってきています。

一方、森林は、地球温暖化防止など多面的な機能の持続的な発揮が期待される大切な財産であり、森林資源の循環システムを確立し、未来に引き継いでいく必要があります。

今後も森林の健全な育成を図るため、市有林の維持管理や造林を図るとともに、民有林の整備に対しても国・道の助成制度を活用し、森林の整備を図ってまいります。

商工業の振興

次に、商工業について申し上げます。

商工業における道内経済の状況は、設備投資の下げ止まりなど、一部にプラス材料があると言われているものの、社会資本整備の投資低迷、個人消費刺激策の一部終了による反動減、道外観光客数や輸出の減少などから弱含んでいると言われており、名寄地方においても全業種において厳しい経営環境が続いていると感じています。

このような状況の中、平成 22 年度に引き続き、地域経済活性化事業としてプレミアム付きなよろ地域商品券の販売事業、活性化セミナー開催事業など、地元商店での販売促進や消費拡大を支援するとともに、名寄市都市再生整備計画に併せた中小企業振興条例の整備に着手してまいります。

次に、都市再生整備計画名寄地区の整備のうち、(仮称)複合交通センター整備に係る基本計画については、市の検討案を踏まえて市民意見の募集を行ってきました。

平成 23 年度は、この検討案と市民意見を基本に詳細設計を行い、施設建設に着手して、平成 24 年度の完成を目指してまいります。

次に、物産振興事業について申し上げます。

名寄商工会議所が事務局となり進めている「地域資源^{むげんだい}∞ 全国展開プロジェクト」事業は、平成 23 年度、「名寄ブランド販売拡大事業」として商談会等への参加や試験販売の実施、通信販売試行などの計画を支援してまいります。これらをはじめ、名寄をどのように売り込んでいくのか、物産振興協会、名寄商工会議所、風連商工会等とも連携を図りながら推進してまいります。

雇用の安定

次に、労働関係について申し上げます。

平成 23 年 3 月卒業の高校生、大学生の進路動向については、景気が上昇気流にない状況にあって、雇用も厳しい状況にあります。

本年 1 月末における市内各校の就職内定率は、名寄市立大学 66.2 パーセント、名寄市立大学短期大学部 55.8 パーセント、名寄高等学校 100 パーセント、名寄産業高等学校 93.4 パーセント、名寄農業高等学校 87.5 パーセントとなっており、今後もハローワーク、商工会議所、商工会、企業、学校等と連携し雇用拡大に努めてまいります。

平成 23 年度の緊急雇用創出推進事業は、ひまわりのまち観光推進

事業、戦争体験を語り継ぎ平和教育を推進する事業など 6 件で、29 名の雇用を見込み、就業機会の創出に努めてまいります。

また、季節労働者の通年雇用化のため、技能講習資格やホームヘルパー資格取得などの充実、事業主の新分野進出推進セミナー・先進地の視察など、さらにきめ細かな事業展開を図り、雇用の促進に取り組んでまいります。

観光の振興

次に、観光振興について申し上げます。

「ひまわりのまち」、「星のまち」として映画のロケ地となったことを活かし、市内の財産を活用した観光の充実を図ってまいります。

具体的には、市民にひまわりを育てていただくなどの取組を行い、市民と一体となって地域ブランドを育むことを試み、これらひまわりを活用した事業を以って名寄市「開花宣言」とし、多くの可能性を探ってまいりたいと考えています。

6 月 11 日には「星守る犬」の全国一般公開が予定されており、多くの観光客が本市を訪れることが見込まれますので、名寄を売る絶好の機会と位置付け、再度、おもてなしの心を学び、他の事業とコ

ラボレーションする中で、交流人口の拡大、市民の盛り上がり、なよろのPR、観光の充実に結び付けてまいります。

今後の観光のあり方は、観光関係者だけではなく、市民と連携し、市民とともに推進していく「オール名寄」としての考え方が必要になってまいります。そのためにも、平成23年度に観光振興の指針となるべき計画の策定を進めてまいります。

“心豊かな人と文化を育むまちづくり”

生涯学習社会の形成

次に、(仮称)市民ホールについて申し上げます。

市民会館の代替機能を含め整備を行う(仮称)市民ホールについては、芸術活動の拠点として、平成23年度に基本設計を実施し、施設の規模や機能などについて検討してまいります。

大学教育の充実

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

大学開学から5年が経過し、平成19年4月に入学した第2期生が

今春卒業を迎えることとなりました。

平成 23 年度は、財団法人大学基準協会の評価を受けながら、これまでの歩みを振り返り、次の 10 年に向けての取組が重要と考えています。

保健・医療・福祉の分野で活躍できる幅広い人材を養成し、地域社会に送り出すことを担う大学として、積極的な情報提供と学習環境の整備・充実に努め、少人数によるきめ細やかな教育実践により、「名寄市立大学で学ぶことができよかった」と思われる魅力ある大学づくりを進めるとともに、地域の経済、社会、文化の発展に寄与できる教育研究の向上に努めてまいります。

平成 23 年度の一般入試状況は、短期大学部児童学科の試験を 2 月 1 日に行い、募集人員 20 名に対し 53 名の受験があり、2 月 9 日に 31 名の合格者を発表しました。また、新たに取り組んだ大学入試センター試験利用入試では、募集人員 5 名に対し志願者は 33 名で倍率 6.6 倍となり、3 月 4 日の合格発表を予定しています。

保健福祉学部については、前期日程・後期日程合わせて 85 名の募集人員に対し 547 名の出願があり、3 学科平均倍率は 6.4 倍となりました。

前期日程では、栄養学科募集人員 21 名に対し志願者は 63 名で倍率 3.0 倍、看護学科募集人員 25 名に対し志願者は 129 名で倍率 5.2 倍、社会福祉学科募集人員 25 名に対し志願者は 124 名で倍率 5.0 倍となり、3 学科全体では募集人員 71 名に対し志願者は 316 名、平均倍率は前年を 0.8 ポイント下回り 4.5 倍となりました。2 月 25 日に札幌と名寄の 2 会場で試験を行い、3 月 4 日に合格者の発表を予定しています。

また、後期日程では 3 月 12 日に試験を行い、3 月 20 日に合格者の発表を予定しています。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げました。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、平成 23 年度の市政執行方針といたします。